

## 令和8年度から新たに支援 ～岩沼での新婚生活を応援～ 結婚新生活応援補助金

結婚後の新生活を応援するため、新婚世帯の住宅取得費、賃料、リフォーム費用および引っ越し費用の一部（最大60万円）を補助します。  
対象／次の全てに該当する方

- ・令和8年1月1日から12月31日までの間に婚姻届を提出した夫婦で、受理日の年齢がいずれも39歳以下であること
- ・令和7年分の夫婦の所得を合算した金額が500万円未満であること

補助金の申請時に、夫婦のいずれかが岩沼市に居住していること  
夫婦でライフデザイン支援講座、プレコンセプションケアに関する講座、共家事・子育て講座のいずれかを受講している、または医療機関への妊娠・出産に関する相談を行っていること

### 補助金の額

- ・婚姻日に夫婦の年齢がいずれも29歳以下…上限60万円
  - ・その他（30歳～39歳）…上限30万円
- ※実際に支払いをした金額を補助。  
※賃料は3カ月分が上限。

### 申請・問

まちづくり政策課  
(☎23-0199)



▲市ホームページ

## 地球温暖化対策に関する補助金 脱炭素推進設備導入補助金

市内の住宅に太陽光発電システムなどを設置した個人に補助金を交付します。  
対象／令和8年中に対象設備の設置が完了した方、対象設備付き住宅を購入した方など

### 対象設備

- ①住宅用太陽光発電システム
- ②定置用蓄電池
- ③家庭用燃料電池システム（エネファーム）
- ④ヒートポンプ給湯器（エコキュート）
- ⑤V2H充放電設備

### 補助金の額

- ①1件当たり8万円
- ②1件当たり10万円
- ③、④1件当たり2万5千円
- ⑤1件当たり2万円

### 申請期間

【6月30日までに設置を完了した方】  
7月1日(水)～31日(金)

【12月31日までに設置を完了した方】  
12月1日(火)～令和9年1月15日(金)

※申請多数の場合は、抽選。  
申請・問／生活環境課  
(☎23-0584)



▲市ホームページ

## 電動車導入補助金

燃料電池自動車、電気自動車およびプラグインハイブリッド自動車の普及促進を図るため、ガソリン車などから対象車へ買い替えた方に補助金を交付します。

対象／市内に住所を有し、ガソリン車などから対象車に買い替えた方  
対象車／燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車  
補助金の額／1台当たり2万円  
申請期間／  
【6月30日までに買い替えた方】  
7月1日(水)～31日(金)

【12月31日までに買い替えた方】  
12月1日(火)～令和9年1月15日(金)

※申請多数の場合は、抽選。  
申請・問／生活環境課  
(☎23-0584)



▲市ホームページ

## 生活環境に関する補助金 生ごみ処理容器等設置補助金

生ごみ処理容器などを購入した方に補助金を交付します。  
対象／次のいずれかを購入した方  
①電気式生ごみ処理機  
②生ごみ処理容器

※申請者または申請者と同じ世帯の方は、同一年度内に同様の補助を重複して受けることはできません。

補助金の額／購入価格の2分の1  
①上限3万円、②上限3千円  
補助限度基数／①1基、②2基  
申請・問／生活環境課  
(☎23-0584)



▲市ホームページ

## 雨水貯留タンク設置補助金

雨水貯留タンクの購入・設置費用の一部に補助金を交付します。  
対象／次の全てに該当する方  
・市内に住所を有する個人または法人で、建物に雨水貯留タンクを設置した方  
・市税等を滞納していない方  
過去に当該補助金の交付を受けていない方

対象製品／雨水を100ℓ以上貯留できる常設型の雨水貯留タンク  
補助金の額／購入・設置費用の2分の1（上限2万5千円）  
申請・問／  
上下水道経営課  
(☎23-0846)



▲市ホームページ

## 合併処理浄化槽設置整備事業補助金

対象／合併処理浄化槽設置整備事業の補助対象地域内で一般住宅に合併処理浄化槽を設置する方

### 補助金の額

区分	補助金の額
5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8～10人槽	548,000円



▲市ホームページ

### 申請・問

上下水道施設課  
(☎23-0847)

町内会などに関する補助金など

ごみ集積箱設置等事業補助金

町内会などでごみ集積箱を設置・改築・修繕する場合に補助金を交付します。事業実施前に申請が必要です。ご注意ください。

対象／町内会または自治会など

補助金の額／購入額（1万円以上）の2分の1（上限10万円）

申請・問／生活環境課

☎23-0584



▲市ホームページ

リサイクル運動報奨金

資源物の回収を実施した団体に報奨金および回収量に応じた加算金を交付します。事前に団体登録が必要です。令和7年度に登録した団体も登録手続きを行ってください。

対象／町内会・子ども会・老人会などの団体

団体登録期限／6月1日(月)

報奨金の額／資源物1誌につき3円

※回収実施期間ごとに申請が必要。

加算金の額／

回収量	加算金の額
2.5トﾝ以上 5.0トﾝ未満	2,500円
5.0トﾝ以上 7.5トﾝ未満	5,000円
7.5トﾝ以上 10トﾝ未満	7,500円
10トﾝ以上	10,000円

申請・問／生活環境課

☎23-0584



▲市ホームページ

防犯灯補助金

●新設・修繕・変更費の補助  
対象／

地域団体（町内会・自治会）など

補助金の額／

【新設】補助対象費用の6割

【修繕・変更】補助対象費用の5割

申請期間／

4月1日(水)～令和9年3月31日(水)  
※当該年度内に工事および工事費の支払いが完了することが条件。

●管理費（電気料）の補助

対象／地域団体（町内会、自治会）などが管理する防犯灯の電気料金

対象費用／令和8年1月から12月までに利用した電気料金

補助金の額／

管理費（電気料）の8割

申請受付／令和9年1月以降

申請・問／危機管理課

☎23-0576



▲市ホームページ

防犯カメラ補助金

●新設・更新費の補助  
対象／防犯活動を行う地域団体（町内会・自治会）など

補助金の額／

【新設】補助対象費用の4分の3

（上限：台数×30万円）

【更新】補助対象費用の3分の2

（上限：台数×20万円）

事前協議期間／

5月1日(金)～7月31日(金)

●維持管理費の補助

対象／市の防犯カメラ補助金の交付を受け、設置した防犯カメラを維持管理する地域団体（町内会・自治会）など

対象費用／令和8年1月から12月までに支出した修繕費など

補助金の額／補助対象費用（修繕費・保守点検費の合計）の2分の1（1台当たり上限5万円）

申請受付／令和9年1月以降

申請・問／危機管理課

☎23-0576



▲市ホームページ

地区集会所設置事業等補助金

町内会などが管理する地区集会所の修繕などを行う場合、事業費の一部を補助します。

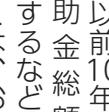
補助金の額／補助対象事業費の2分の1（事業費が10万円以上20万円未満の場合は、事業費から10万円を控除した額）

※新築・増築・大規模修繕の場合は700万円、修繕の場合は100万円が上限。

※交付決定を受ける日以前10年間の修繕に対する補助金総額は100万円を限度とするなどの要件があります。詳しくは、お問い合わせください。

申請・問／総務課

☎23-0185



▲市ホームページ

子育て・健康に関する補助金など

地域子育て支援団体活動補助金

地域での子育て支援を促進するため、子育てに関する事業を行う市民団体に活動経費の一部を補助します。

対象／次の全てに該当する団体

・子育て支援団体、育児サークルなど

・5人以上で構成され、半数以上が市民であり、子育て支援に関する開かれた継続的な活動実績がある団体または活動計画（年6回以上）がある団体

活動期間／

補助決定月～令和9年3月31日(水)  
※令和9年4月に精算。

（決算書、活動報告書などを提出）

対象費用／講師謝礼、印刷製本費、切手代、会場使用料、活動に必要な物品の購入など

補助金の額／上限2万円

（残額が出た場合は要返還）

募集数／3団体

※申請多数の場合は、抽選。

申請期限／4月15日(水)

申請・問／子ども福祉課

☎23-0826



▲市ホームページ



## 国民健康保険人間ドック費用助成金

市国民健康保険加入者へ、人間ドックの受診に要した費用の一部を助成します。

対象／次の全てに該当する方

- ・人間ドック受診日時時点で、市国民健康保険の被保険者であり、令和8年度に年齢が40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳に達する方
- ・市が指定する検査項目を満たした人間ドックを行う方
- ・前年度までの国民健康保険税に未納がない世帯に属する被保険者
- ・検査結果を特定保健指導などに活用することに同意できる方
- ・令和8年度内に、市が実施する特定健康診査および各種がん検診などとの重複受診がない方

## 助成金の額

上限2万円（2万円に満たない場合はその額）

## 必要書類

- ・市国民健康保険人間ドック費用助成金交付申請書（市ホームページからダウンロード可）
- ・人間ドックの結果の写し
- ・人間ドック費用の領収書（原本）
- ・振込先金融機関の通帳またはキャッシュカードの写し

## 申請期限

申請方法により異なります

【助成券事前交付の場合】

6月26日（金）

【受診後に助成を受ける場合】

令和9年3月23日（火）

## 申請・問 / 健康増進課

☎23-0410



▲市ホームページ

## 医療用ウィッグ等購入費助成金

がん治療を受けている方の社会参加を支援するため、医療用ウィッグおよび乳房補正具の購入費用の一部を助成します。

対象／市内に住所を有し、がんの治療を受けている方

## 助成対象

- ・全頭用のウィッグ本体
  - ・乳房補正具（右側）
  - ・乳房補正具（左側）
- ※購入から1年以内のものに限る。

## 助成金の額

1種類当たり上限2万円  
※助成には条件があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

申請期間 / 補正具などを購入した日の翌日から1年以内

申請・問 / 健康増進課

☎23-0410



▲市ホームページ

## 市民活動に関する助成金など

### 市民活動助成金

対象 / 市内に活動拠点がある5人以上の市民活動団体や町内会など  
対象事業 / 公益的な協働のまちづくり活動で、令和8年度内に完了する次のいずれかに該当する事業  
① 地域の特色を生かし、その魅力を高める事業  
② 地域の自助力の向上を図る事業  
③ 地域コミュニティの活性化につながる事業  
④ 地域の課題解決を図る事業  
⑤ 高齢者等ごみ出し支援事業

### 助成金の額

上限10万円（⑤は上限5万円）

### 申請期間

- ①～④ 4月13日（月）～5月1日（金）
  - ⑤ 4月1日（水）から
- 申請方法 / 事前にまちづくり政策課と協議の上、申請書類を提出

### 市民活動助成金説明会

日時 / 4月10日（金）  
13時30分～14時30分  
（受付：13時15分～）  
場所 / 市民交流プラザ

※説明会終了後、専門相談員が個別相談に応じます。

申請・問 / まちづくり政策課

☎22-1118



▲市ホームページ

## 市民活動自主研修等支援

対象 / おおむね10人以上の市内の各種団体など

内容 / 協働のまちづくりや男女共同参画を推進するため、市民の皆さんが研修会などを行う際に、講師などを派遣

申請方法 / 実施予定日の2カ月前までにまちづくり政策課にご相談ください

申請・問 / まちづくり政策課

☎22-1118

## 交流促進助成金

市では、姉妹都市や友好都市などとの交流を促進するため、予算の範囲内で交流費用の一部を助成しています。

助成金は、事前に申請する必要があります。詳しくは、お問い合わせください。

対象 / 市が締結する姉妹都市または友好都市などと交流する市内の小・中学生で構成する団体など

### 対象事業

- ① 訪問交流事業  
（姉妹都市または友好都市などを訪問しての交流）
- ② 招待交流事業  
（訪問を受けての交流）

### 対象経費

- ① 交通費、宿泊費、参加者負担金
- ② 歓迎会などの経費

申請・問 / まちづくり政策課

☎22-1118

**スポーツ・文化振興と生涯学習振興に関する助成金など**

**スポーツ・文化振興報奨金**

**対象**／市内に住所を有し、スポーツ・文化振興活動を行っている方  
**対象事業**／スポーツ競技者が県・地区予選などを勝ち抜いて東北大会以上の大会に出場する場合、他からの助成を受けないもの（中学校体育連盟主催の大会を含む）または文化的コンクールなどで県・地区予選などを勝ち抜いて東北大会以上の大会などに出場する場合、他からの助成を受けないもの  
 ※引率の保護者は対象外です。

**報奨金の額**

- 東北大会出場…5千円
- 全国大会出場…1万円
- 国際大会出場…3万円

**助成の流れ**

- 大会終了後6カ月以内に申請書などを提出
- 担当課で内容を確認
- 報奨金を振り込み

**必要書類**／申請書、県・地区予選などを経て出場権を獲得し出場したことが分かるもの、大会開催要項・選手名簿（出場者名簿）、大会結果が分かるもの

申請・問／生涯学習課  
 (☎23-0844)



▲市ホームページ



**生涯学習振興事業助成金**

**対象**／市内に住所または団体の本拠を有し、スポーツ・文化振興活動を行っている個人または団体

**対象事業**

【スポーツ振興事業】

市内でスポーツ振興のための講習会などを実施する場合、他からの助成を受けないもの

【文化振興事業】

市内で実施する文化振興活動事業で、広く市民に公開され、助成を受けないと開催が困難と認められるもので、他からの助成を受けないもの

**対象経費**／会場使用料、謝礼金など

**助成金の額**／対象経費の2分の1（限度額20万円）

**助成の流れ**

- 事業実施14日前までに申請書・事業計画書を提出
- 審査会で助成額を決定
- 事業実施後に実績報告書を提出
- 助成金を振り込み

**必要書類**

【申請時】申請書、事業計画書、収支予算書、その他事業に関する資料  
 【報告時】実績報告書、収支決算書、領収書の写し、その他事業に関する資料

申請・問／生涯学習課  
 (☎23-0844)



▲市ホームページ

**児童扶養手当・特別児童扶養手当の額の改定**

**児童扶養手当とは**

一定の要件を満たすひとり親世帯や養育者に支給される手当です。対象は、18歳の年度末までの児童、または20歳未満の政令で定める程度の障害のある児童です。両親の一方が政令で定める程度の障害にある場合は、児童が両親と生計を同じにしても対象になります。

支給区分など		令和8年3月まで（月額）	令和8年4月から（月額）
児童1人の場合	全部支給	46,690円	48,050円
	一部支給	46,680円～11,010円	48,040円～11,340円
第2子以降加算額	全部支給	11,030円	11,350円
	一部支給	11,020円～5,520円	11,340円～5,680円

**特別児童扶養手当とは**

身体または精神に障害のある20歳未満の児童を監護する一定の要件を満たす方に支給される手当です。申請後、障害についての判定を特別児童扶養手当認定診断書に基づき県の判定医が行い、障害の程度が基準に該当する場合、認定されます。

※療育手帳Aや一定の身体障害者手帳を所有している場合は診断書を省略できる場合があります。

	令和8年3月まで（月額）	令和8年4月から（月額）
1級	56,800円	58,450円
2級	37,830円	38,930円

※いずれも、所得制限などの要件があります。詳しくはお問い合わせください。

問／子ども福祉課 (☎23-0529)